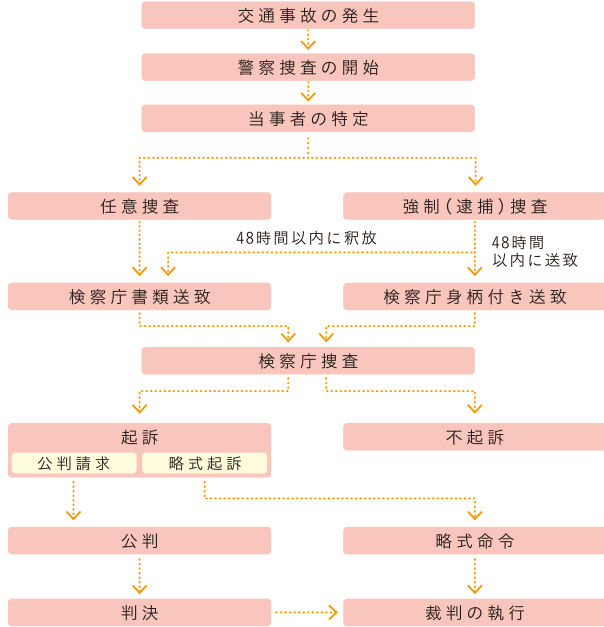


刑事手続の概要等について

1 刑事手続の概要について

交通事故の成人に対する刑事手続きは、おおむね次のようになっています。



2 被害者及び家族(遺族)の方へのお願い

刑事手続を進める上で、次のようなお願いをすることがありますので、是非ともご協力をお願いします。

① 事情聴取

事故状況、被害者の健康状態や事故前の行動等

② 証拠品の提出

被害者の着衣、携帯品等
(タイヤ痕等が残されている場合があります。)

③ その他

実況見分の立会い、証人出廷等

交通事故相談窓口一覧表

● 交通事故について

北海道警察	北海道警察本部相談センター	(011)241-9110	札幌市中央区北2条西7丁目 本部庁舎内
	北海道警察本部交通捜査課	(011)251-0110	札幌市中央区北2条西7丁目 本部庁舎内
	函館方面本部相談センター	(0138)51-9110	函館市五稜郭町15番5 方面本部庁舎内
	函館方面本部交通課	(0138)31-0110	函館市五稜郭町16番1 方面本部庁舎内
	旭川方面本部相談センター	(0166)34-9110	旭川市1条通25丁目 方面本部庁舎内
	旭川方面本部交通課	(0166)35-0110	旭川市6条通10丁目 旭川中央署庁舎内
札幌地方検察庁 函館地方検察庁 旭川地方検察庁 釧路地方検察庁	釧路方面本部相談センター	(0154)23-9110	釧路市黒金町10丁目5 方面本部庁舎内
	釧路方面本部交通課	(0154)25-0110	釧路市黒金町10丁目5 方面本部庁舎内
	北見方面本部相談センター	(0157)24-9110	北見市青葉町6番1 方面本部庁舎内
	北見方面本部交通課	(0157)24-0110	北見市青葉町6番1 方面本部庁舎内
北海道	北海道交通事故相談所	(011)204-5220 (050-3533-4703)	札幌市中央区北3条西6丁目道庁1階 (遠距離相談者用)
	札幌市交通事故相談所	(011)211-2075	札幌市中央区北1条西2丁目札幌市本庁舎1階
(一財)北海道交通安全協会	交通安全推進センター内 交通事故相談所	(011)737-8703	札幌市北区北30条西6丁目4番18号

● 損害賠償について

(公財)交通事故紛争処理センター札幌支部	(011)281-3241	札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館4階	
(公財)日弁連交通事故相談センター	札幌支部	(011)251-7730	札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館2階
	函館支部	(0138)41-0232	函館市上新川町1-3 函館弁護士会内
	旭川支部	(0166)51-9527	旭川市花咲町4丁目 旭川弁護士会内
	釧路支部	(0154)41-3444	釧路市柏木町4-3 釧路弁護士会内
(一社)日本損害保険協会 そんぽA D Rセンター	0570-022808	東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラス アネックス 7階	
損害保険料率算出機構 (ひき逃げ事故に関する請求相談)	(03)6758-1300	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号 新宿パークタワー内	
全国共済農業協同組合連合会(JA共済連) 自動車調査部交通事故相談所	(011)232-6348	札幌市中央区北4条西1丁目 JA北農ビル	

● 民間被害者支援団体について

犯罪被害者等早期援助団体 (公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター (北海道被害者相談室・北海道総合相談窓口)	(011)232-8740	毎週月～金曜日(祝日を除く)10:00～16:00
函館被害者相談室	(0138)43-8740	毎週水曜日(祝日を除く)10:00～15:00
北・ほっかいどう被害者相談室	(0166)24-1900	毎週月・火・木・金曜日(祝日を除く)10:00～15:00
釧路被害者相談室	(0154)24-6002	毎週火・金曜日(祝日を除く)10:30～14:30
オホーツク被害者相談室	(0157)25-1137	毎週月～金曜日(祝日を除く)8:45～17:30

このリーフレットに関するご意見を
北海道警察ホームページにお寄せください。

アドレス <https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp>

交通事故の被害に遭われた方のご不満やご質問に
少しでも
お応えするために



連絡担当員

警察署 課 係

氏名

電話番号

内線

北海道警察

事故の相手方は誰？ その処分はなるの？

警察では、被害者や家族（遺族）の方の疑問に少しでもお応えするため、事故を担当している捜査員が責任を持って、次のような情報を可能な限り提供させていただくことにしております。

1 事故の相手方に関すること

住所、氏名、年齢等

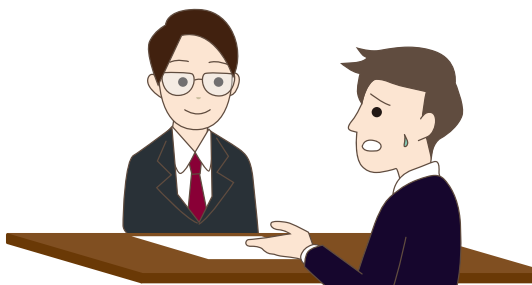
2 事故の相手方の処分に関すること

- 逮捕、釈放の有無
- 送致先検察庁
- 起訴、不起訴の処分結果
- 起訴された裁判所

3 その他

事故の相手方が少年の場合は、おおむね上記に準じた情報提供を行います。内容などに、若干違いがあります。

被害者や家族（遺族）の方の中には、事故のことを思い出したくないので知らせて欲しくないという方もおられると思いますので、その場合には捜査員にお話してください。



今回の交通事故を担当する連絡担当員（捜査員）名や連絡先（電話番号）については、表紙の下欄に記載しております。

損害賠償の請求手続について

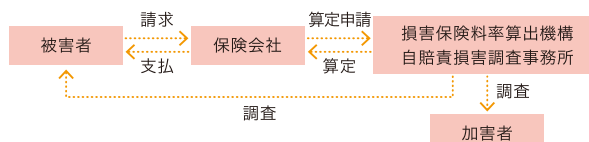
損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく手続きですので、警察は直接関与できませんが、交通事故の補償には、自賠責保険（自賠責共済）と任意保険の制度があります。

1 自賠責保険

被害者や遺族の保護を図る目的で、自動車の所有者等による加入が義務付けられている保険です。

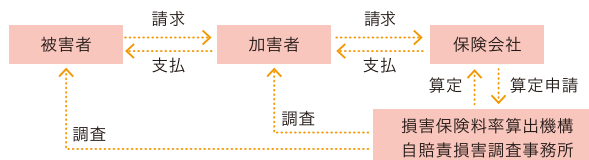
① 被害者請求

被害者や遺族の方から、直接、事故の相手方（加害者側）の自動車について契約している自賠責保険会社（警察で判明します。）に対して、損害賠償額の支払いを請求することができます。



② 加害者請求

損害賠償を支払った自動車の所有者や運転者が契約先（加害者側）の自賠責保険会社に対して、損害賠償額の支払いを請求します。



③ 自賠責保険の損害賠償法定限度額

- 死亡 ⇒ 3,000万円
- 後遺障害 ⇒ 75万円～4,000万円
- 傷害 ⇒ 120万円

2 任意保険

自賠責保険（自賠責共済）で補いきれない損害を補償する保険で、自賠責保険と同様に、加害者側の損害保険会社等に対して被害者側から請求することができます。

福祉・税法上の救済制度について

1 福祉制度

① 官公庁が行うもの

ア 「母子家庭」となった方に対しては、[児童扶養手当](#)（市役所・町村役場）[母子福祉資金貸付け](#)（福祉事務所）等の各種福祉制度があります。



イ 生活に困っている方に対しては、その程度に応じて、[生活、教育、住宅、医療扶助](#)（福祉事務所）等の必要な保護を受けることができる生活保護制度があります。

② 各種援助・救済機関が行うもの

- 独立行政法人自動車事故対策機構

札幌主管支所	011-218-8155
函館支所	0138-88-1007
釧路支所	0154-32-7021
旭川支所	0166-40-0111

- (公財) 交通遺児等育成基金 0120-16-3611
- (公財) 交通遺児育英会 0120-52-1286
- (一財) 道路厚生会 03-6674-1761
- 日本司法支援センター（愛称 法テラス） 0570-079714
- (公社) 北海道交通遺児の会 011-232-8688
- (公社) 北海道交通安全推進委員会 011-221-6666

詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。

2 税法上の救済制度

次のような所得控除が認められる場合があります。

- ① 医療費控除 —— 支払った医療費から給付を受けた保険金額等を減じた金額
- ② 寡婦(夫)控除 —— 死別した妻(夫)に原則して27万円